

## 保険年金

### 12月2日(月)からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行します

12月2日(月)以降、健康保険証がマイナンバーカードと一体化するため、再発行も含めて従来の保険証は発行されません。12月2日(月)時点で所持している有効な保険証は、有効期限まで(ただし最長来年12月1日(月)まで)、引き続き使用できます。

#### 【保険証発行終了に伴う対応について】

##### ◇マイナ保険証を持っている人

マイナ保険証で受診してください。また、資格の内容を確認できるよう「資格情報のお知らせ」が交付されます。マイナ保険証を医療機関などで利用できない場合、マイナ保険証と併せて提示することで受診できます(「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません)。

##### ◇マイナ保険証を持っていない人

医療機関などで提示することで、保険証と同様に受診できる「資格確認書」が交付されます。

| 資格確認書の対象者                                                                          | 交付申請の要否      |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| マイナンバーカードを持っていない人、保険証利用登録をしていない人 <sup>※</sup><br>※マイナンバーカードを返納した人、保険証利用登録を解除した人を含む | 不要<br>(職権交付) |
| マイナンバーカード電子証明書が有効期限切れの人                                                            |              |
| マイナンバーカードの紛失などで再交付や更新のため、一時的にマイナ保険証を持っていない人                                        |              |
| マイナ保険証を保有しているが、マイナ保険証での受診が困難な人 <sup>※</sup><br>※介助者などが資格確認を補助する必要がある人など            | 必要           |

#### ◇「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」の交付時期

##### ●国民健康保険の人

12月2日(月)以降、資格情報変更時や発行済みの保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証の保有状況により、いずれかが保険者から交付されます。保険証の有効期限が来年7月31日(木)の人は、7月中旬ごろに送付予定です。



##### ●後期高齢者医療制度の人

12月2日(月)以降、資格情報変更時に、マイナ保険証の保有状況に関わらず「資格確認書」が保険者から交付されます。保険証の有効期限が来年7月31日(木)の人は、マイナ保険証の保有状況により「資格情報のお知らせ」か「資格確認書」のいずれかを7月中旬ごろに送付予定です。



##### ●他の健康保険に加入している人

加入している保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証を利用するためには登録が必要です。次の方法で登録してください。

- ・医療機関・薬局の受付(窓口端末)で登録
- ・マイナポータルから登録
- ・セブン銀行ATMで登録

その他、詳しくは加入している保険者にお問い合わせください。

🗨️ 保険年金課(1階)【国民健康保険について】☎️561-2366、📠561-2480  
【後期高齢者医療制度について】☎️561-2358、📠561-2480

### 令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務 化されました



#### ●相続登記の義務化

土地や家屋の所有者が亡くなった場合には、法務局で手続きが必要です。4月1日から、相続で不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。令和6年4月1日より前に相続した不動産も対象となります。制度や相続登記の方法など、詳しくは、大津地方法務局にお問い合わせください。また、相続のトラブルを防ぐために、法務局が遺言書を預かる「自筆証書遺言書保管制度」の活用も検討してください。



#### ●固定資産税の手続き

相続登記が済んでいる場合は、税務課での手続きは不要です。亡くなった年に相続登記ができない場合は、固定資産税の手続きを行う代表者を相続人の中から選び、税務課まで届け出てください。



🗨️ 【相続登記、自筆証書遺言書保管制度について】  
大津地方法務局(大津市)  
☎️522-4671、📠528-2204  
・【固定資産税について】  
税務課 資産税係(1階10番窓口)  
☎️561-2310、📠561-2479

### 令和6年分 国民健康保険税 納入済額確認書



令和6年中に国民健康保険税を納めた世帯の納税義務者宛てに、国民健康保険税納入済額確認書を郵送します(11月14日(木)送付予定)。今年分の年末調整や所得の確定申告時に使用してください。

🗨️ 税務課(1階)  
☎️561-2308、📠561-2479

## 屋外スピーカー

### 情報伝達試験を行います

🕒 11月20日(水) 11:00ごろ  
(予告放送10:00ごろ)

非常時に備え、Jアラートを  
用いて情報伝達試験を行います。

#### Jアラート(全国瞬時警報システム)

地震・津波や武力攻撃などの  
緊急情報を、国から人工衛星  
などを通じて伝えるシステム

🗨️ ・コミュニティFMラジオ「えふえむ草津(78.5MHz)」でも、試験放送が流れます  
・屋外スピーカーの情報が聞き取れなかったときは、電話自動応答システム(☎️0120-119-932)で情報を確認できます

🗨️ 危機管理課(1階)  
☎️561-2325、📠561-6852

## 人間ドック・組合せ ドックの費用助成



特定健康診査の受診に代えて、人間ドック等検診費用の助成を受けることができます。必ず、ドックを受ける前に手続きをしてください。事前の手続きがないと、費用助成はできません。

#### ●助成額

- ①人間ドック検診 費用の2分の1  
(限度額20,000円)
- ②組合せドック  
(人間ドック+脳ドック)検診  
両方合わせた費用の2分の1  
(限度額30,000円)

#### ●受診期限 来年2月28日(金)

🗨️ 40歳以上(来年3月31日(月)時点)の国民健康保険加入者(受診日当日に資格あり)で、国民健康保険税を滞納していない人

🗨️ ・1人につき、年度1回(①か②)で、検診結果の提出が必要です  
・今年度を実施する特定健康診査との併用はできません

📄 11月29日(金)までに、国民健康保険被保険者証・特定健康診査受診券を持って、直接担当課へ

🗨️ 申・問 保険年金課(1階)  
☎️561-2366、📠561-2480



## 9月定例会市議会



9月2日に開会し、市長が提出した議案24件を原案どおり可決等しました。また、議員が提出した請願1件を不採択、意見書案3件のうち2件を可決、1件を否決とし、9月30日に閉会しました。主な議案は次のとおりです。なお、同日、役員改選を行いました。詳しくは、市ホームページの市議会ページをご覧ください。



#### 《市長が提出したもの》

条例案件＝草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案など

決算認定＝令和5年度草津市一般会計歳入歳出決算など

補正予算＝令和6年度草津市一般会計補正予算(第2号)など

一般議案＝市道路線の認定につき議決を求めることについて

人事案件＝草津市副市長の選任につき同意を求めることについてなど

#### 《議員が提出したもの》

請 願＝難聴と認知症防止のため補聴器購入の助成制度を求める  
請願書

意 見 書＝刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書  
案など

🗨️ ・総務課(3階) ☎️561-2301、📠561-2483  
・議事庶務課(3階) ☎️561-2413、📠561-2485

### 副市長決まる

9月30日の閉会日に、副市長として、引き続き、辻川明宏さん(63歳、野洲市)を選任することに同意しました。辻川副市長の任期は、10月3日から4年間です。



辻川明宏  
副市長

🗨️ 職員課(7階) ☎️561-2314、📠561-2490

### 市教育委員決まる

9月30日の閉会日に、教育委員会委員として、引き続き、小辻寿規さん(39歳、京都市)を任命することに同意しました。任期は、10月13日から4年間です。



小辻寿規  
教育委員会  
委員

## 児童手当制度の改正

10月分手当から所得制限を撤廃し、支給対象が高校生年代まで延長されます。現在、児童手当を受給していない人は、認定請求書などの提出が必要です。現在受給している人でも、申請が必要になる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

📄 来年3月31日(月)まで(必着)に、直接か郵送で

🗨️ 申・問 子ども家庭・若者課(さわやか保健センター2階)  
☎️561-2364、📠561-6780

